

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

人口減少社会を迎え、労働力人口全体は減少する見通しである。雇用政策研究会報告書（平成24年8月）のシミュレーションによると、平成22年の就業者数は、6,298万人であったが、平成32年には5,937～6,289万人に減少するものと推計されている。

一方、産業別で見た場合には、医療・福祉は656万人（平成22年）であったのが、757万人～860万人（同32年）にまで就業者数が増加する見込みである。

介護分野については、平成24年度の介護職員は約149万人と推計されており、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約237～249万人の介護職員が必要となる見込み（年平均約6.8～7.7万人。介護職員の増は約6.3万人（20年度→21年度））である。（参考資料1参照）

また、介護分野で働く介護福祉士については、平成23年は約51.4万人（介護職員に占める介護福祉士の割合は36.7%）である。

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成22年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

（平成18年度：1.74倍→平成20年度：2.20倍→平成22年度1.38倍→平成24年11月1.84倍）

このため、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要であるが、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野と位置づけられ、今後の雇用の受皿としても期待されているところである。

各都道府県におかれては、雇用政策関係部局や、関係団体、学校関係者等とも連携の上、管内における労働者の就業状況や、新卒者の福祉・介護分野への就職状況の把握などに配意するとともに、介護サービスの提供に当たって必要となる従事者の確保に向けた取り組みを進めていただくようお願いする。

(2) 介護福祉士の資格取得方法の見直し等について

「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書」（平成23年1月20日）における提言を踏まえ、現在国においては介護人材のキャリアパスの整備を進めているところである。

現行のホームヘルパー研修については簡素化し、在宅・施設を問わない介護職の入口として「介護職員初任者研修」を創設し、本年4月から施行予定である。

介護職員初任者研修の施行にあたり、従前のホームヘルパー研修は平成25年3月に廃止されることとなるが、当該施行前に従前のホームヘルパー研修を修了している者については、介護職員初任者研修修了者とみなし、また、施行の際、従前のホームヘルパー研修を受講中の者で、施行後に当該研修を修了した者についても、介護職員初任者研修修了者とみなし、訪問介護の業務に従事することが可能である。

また、介護職員基礎研修については、本年度をもって廃止とされる予定であり、今後は、実務者研修に一本化されることとなる。

については、各都道府県においても、4月からの介護職員初任者研修の円滑な実施について遺漏なきよう準備を進めていただくとともに、平成27年度の介護福祉士国家試験の受験にあたり、実務者研修の受講が必要となる実務経験3年以上の受験者が、実務者研修を円滑に受講することができるよう、管内の実務者研修事業者の地方厚生局における指定状況について把握し、管内関係機関、関係団体への適切な情報提供、受講指導等をお願いする。

一方、介護福祉士養成施設については、平成27年度の卒業生から国家試験の受験（平成28年1月）が義務付けられることとなる。各都道府県におかれても、この旨ご了承くださいようお願いします。

また、訪問介護員の具体的な範囲については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）において示しているが、実務者研修において履修する科目は、介護職員初任者研修において履修する科目を包含するため、当該通知を改正し、実務者研修修了者についても訪問介護員の具体的な範囲に含めることとされた。

なお、介護福祉士資格取得後のキャリアパスについては、昨年度から老人保健健康増進等事業において制度のあり方、研修カリキュラム等について検討し、「認定介護福祉士制度（仮称）の方向性について」（平成24年3月）として、中間まとめを発表したところである。（実施主体：日本介護福祉士会）引き続き、本年度においては、10月からモデル研修を実施し、50名の受講者が医学的知識やリハビリテーション、生活支援技術等を学んでいるところである。

来年度は、研修カリキュラムの検証等を踏まえつつ、認証の仕組み、認証組織のあり方などについて研究を進めることとしている。

※ 中間まとめ、モデル研修の概要（URL）

http://www.jaccw.or.jp/katudou/H24zyoseikinhokoku/H24_nintei.html

（3）喀痰吸引等制度の円滑な実施について

平成24年4月より施行されている介護職員等による喀痰吸引等の実施においては、次年度以降においても、適切かつ安全な体制の中での実施が継続されるよう、喀痰吸引等研修の実施、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録及び管理等について、引き続き徹底するよう、よろしくお願ひしたい。

ア 平成25年度喀痰吸引等研修事業（セーフティーネット支援対策等事業費補助金の活用等）について

① 研修補助事業の活用について

「都道府県喀痰吸引等研修事業」については、本年度に引き続き、来年度においても、「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」（250億円）のメニュー事業として実施するので、各都道府県においては積極的に本事業に取り組まされたい。

なお、省令に定める研修（第1～3号研修）以外の、都道府県における研修実施委員会等の体制整備、研修講師の養成確保、その他都道府県において喀痰吸引等研修の円滑な実施に必要と考えられる事業についても、引き続き補助対象とする予定であるので、講師及び研修修了者に対するフォローアップ等も含め、事業の活用につき積極的に検討されたい。

② 研修講師の養成について

都道府県における喀痰吸引等研修の研修講師の養成及び確保については、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等に基づき、今後も計画的な研修講師の養成確保が重要となる。

介護福祉士に関わる教育現場においては、介護福祉士養成施設等の教員養成を対象とした「医療的ケア教員講習会」についても行われているところである。

昨年度及び一昨年度には、こうした介護福祉士養成施設等の全国団体である（社）日本介護福祉士養成施設協会や、全国福祉高等学校長会においても、医療的ケアにかかる教員養成が行われてきたところである。

第1号及び第2号研修については、「指導者講習」等の修了者と「医療的ケア教員講習会」修了者である医師、看護師等については喀痰吸引等研修の講師として同等に望ましい扱いとしていることから、平成25年度以降、引き続き介護福祉士養成施設や、福祉系高校等の関係部局とも連携し、効果的な講師及び教員の養成・確保策が行われるよう努められたい。（参考資料2参照）

③ 研修の実施状況について

平成24年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第1・2号研修）の実施状況について、先般、各都道府県の協力の元、実施させていただいたところであるが、今般、平成25年度以降の研修計画策定等に資するよう、調査結果の概要（暫定版）についてお示しするので、適宜、活用されたい。（参考資料3参照）

イ 事業者等の登録及び管理について

本年度は施行初年度であることから、「登録特定行為事業者数」、「登録研修機関数」、「認定特定行為業務従事者認定証件数」につき、各都道府県から月次報告をいただいていたところであるが、施行後1年が経過したことから、平成25年度以降の報告については、本来の取扱いとして、平成23年11月11日付厚生労働省社会・援護局長通知でお示ししているとおおり、毎年4月1日現在の状況を5月31日までに報告を行う方式に改めることとする。（※本年度の取扱いとしては、平成24年9月27日付け事務連絡により、3月分報告まで行うこと（3月19日〆切））（参考資料4参照）

なお、平成27年度以降においては、喀痰吸引等の医行為実施の可否を含めた介護福祉士登録制度の運用が行われることになるが、その際には、介護福祉士の公益財団法人社会福祉振興・試験センターに対する登録申請上、現在、各都道府県において行われている「認定特定行為業務従事者」の登録管理の情報を介護福祉士が得る必要があることから、引き続き、登録及び管理事務についても徹底されたい。（参考資料5参照）

ウ その他の取り組みについて

平成24年度においては、制度施行後の状況について実態把握を行う観点から、複数の調査研究等（下記参照）についても実施されてきたところであるが、本年度末までの、こうした取り組みの成果も踏まえつつ、各都道府県の取組支援に資するよう、4月以降に厚生労働省HP～喀痰吸引等の制度について～についてもリニューアルを行う予定であるので、適宜活用されたい。

※ 平成 24 年度における調査研究等

- 『介護職員等喀痰吸引等制度の実施状況に関する調査研究事業』
(H24 厚生労働省老人保健健康増進等事業：(株) 三菱総合研究所)
・中間集計結果（平成 25 年 2 月 7 日時点）の概要（参考資料 6 参照）

- 『民間介護事業者における介護職員等喀痰吸引制度の取組み意向並びに課題認識に関する調査研究事業』
(H24 厚生労働省老人保健健康増進等事業：(社) シルバーサービス振興会)

- 『介護職員等の喀痰吸引等の在宅連携事例に関する調査研究事業』
(H24 厚生労働省社会福祉推進事業：(社) 全国訪問看護事業協会)

<以下、参考資料 2～6 参照>

- 1 都道府県別「医療的ケア教員講習会」修了者数
～「(社) 日本介護福祉士養成施設協会」及び「全国福祉高等学校長会」～
- 2 平成 24 年度 喀痰吸引等研修（第 1・2 号研修）実態調査の結果について
- 3 喀痰吸引等制度施行後の状況（平成 25 年 2 月末現在値）
- 4 介護福祉士の登録についての管理体制イメージ
- 5 「介護職員等喀痰吸引等制度の実施状況に関する調査研究事業」
(H24 厚生労働省老人保健健康増進等事業：(株) 三菱総合研究所) 中間集計結果
(平成 25 年 2 月 7 日時点) の概要

(4) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設

福祉・介護人材確保対策については、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業において、各都道府県において実施してきたところである。

これまでの事業の成果により一定の効果が認められるが、前述のとおり、平成 37 年には約 237～249 万人の介護職員が必要となる見込みであり、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要があることから、従前の事業に新たなメニュー（※）を加えた「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）に新たに位置づけ、喫緊の課題である福祉・介護人材確保の推進に緊急に対応するべく、平成 24 年度経済危機対応・地域活性化予備費を使用して 24 年度から 25 年度までの切れ目のない事業実施を可能としたところである。

各都道府県におかれては、当該予備費を積極的に活用し福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取り組みをお願いしたい。（参考資料7参照）

なお、従前より福祉・介護分野への就職者等を事業成果として把握するために各都道府県より所定の様式に基づいて事業実施状況の報告を受けているところであるが、24年度の事業実施状況については、25年4月中旬に報告依頼をする予定としているのであらかじめ御了知いただくとともに、25年度の事業計画については、

前述のとおり「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として実施するため、その報告様式については、従前の様式を若干整理した上で、別途お示しする。

【福祉・介護人材確保緊急支援事業における事業メニュー例】

1. 福祉・介護人材の参入促進
2. 潜在的有資格者等の再就業促進
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化
4. 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保（※）

介護現場に従事する者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講の際、その者の代替要員を確保する費用を補助し、その者が実務者研修受講中における施設のサービスの質を維持するとともに、その者の介護職としてのキャリアアップ・スキルアップを支援することを目的とする。

等

イ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充（参考資料8参照）

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費において、引き続き本事業の実施に必要な貸付原資の確保を行ったところであるので、各都道府県におかれては、貸付希望者に必要な資金を交付されたい。

また、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するため、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、通常の貸付内容（就学費用、入学準備金、就職準備金）に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用（以下「生活費加算」という。）を上乗せして貸与できることとする貸付内容の拡充を行ったところである。

各都道府県におかれては、修学資金事業所管課と生活保護所管課が連携して本事業を活用することにより、家庭の経済状況等により進学に悩む子どもに対する支援

が図られるよう取り組みをお願いしたい。

なお、生活扶助基準の見直しが予定されているところであるが、生活費加算の加算額は、貸付申請時の生活扶助基準（第1類）の範囲内の額としているため、生活扶助基準の見直し前に貸付申請が行われる平成25年度入学者には生活扶助基準の見直しの影響は及ばないものであるので、各都道府県におかれては、生活費加算の貸付にあたって適切な対応をお願いしたい。

ウ 福祉人材センターにおける人材確保対策

(ア) 被災三県における福祉・介護人材の確保

平成23年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県においては、有効求人倍率が平成23年6月以降上昇し、平成24年についても引き続き高い傾向となっている。（参考資料9参照）

よって、被災した高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、また、介護施設等が良質なサービスを提供できるようにするためには、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災三県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。（参考資料10参照）

各都道府県におかれても、管内の求職者等に対して、被災三県の施設情報や求人情報を積極的に提供するよう、都道府県福祉人材センターと十分連携を図るなど、更なる取り組みに向け、協力をお願いしたい。

なお、福島県相双地域等における介護職員不足に対しては、福島県と協働で「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置し、相双地域やいわき市等を対象に県外からの介護職員等の応援事業を実施しており、引き続き協力をお願いしたい。

(イ) 都道府県福祉人材センターにおける取り組み

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助（無料職業紹介事業）や求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るべく、福祉・介護人材マッチング機能強化事業等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

（参考資料11）

前述のとおり、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業については従前の事業と新たなメニューを加えた「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として実施することとしているが、その事業メニュー例として「福祉・介護人材マッチング機能強化」を継続することとしたので、各都道府県におかれては、当該事業の積極的な活用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取り組みをお願いしたい。

(ウ) ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。（参考資料 12 参照）

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

エ 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知・啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

今年度も、各都道府県等において地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施・御尽力をいただいたことに関し、厚く御礼を申し上げたい。本年度の各都道府県等の取り組みについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので、参照されたい。

各都道府県等におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、協力願いたい。

(5) 福利厚生センターによる福利厚生事業

福利厚生センター（ソウェルクラブ）は、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の指定を受け、社会福祉従事者の福利厚生を増進するため、健康支援、余暇支援、生活支援、啓発支援といった分野毎に、多種多様なサービスを提供している。

昨年10月には「ソウェルクラブ“クラブオブ”」事業を開始し、優待割引サービス分野の充実を図り、また、WEB申請の拡大等による手続きの簡素化・迅速化も進めるなど、積極的な事業運営が行われている。

今後とも同センターが積極的に活用され、社会福祉事業従事者の福利厚生の一層の充実が図られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。（参考資料13参照）

(6) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 社会福祉専門職大学院

専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

現在、新たな制度（認定社会福祉士・認定上級社会福祉士制度）への対応のためのカリキュラム改正が進められ、また、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れている。これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（3名）、東京都（2名）から職員が派遣されるなど、複雑化する社会福祉行政への対応として、行政機関からの職員派遣が増えつつあり、卒業後の現職での活躍が期待されているところであるので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

平成26年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。（TEL042-496-3000）

<入学試験日>

<出願期間>

・第Ⅰ期	平成25年10月20日（日）	25年 9月13日（金）～10月 3日（木）
・第Ⅱ期	平成25年12月 8日（日）	25年11月 5日（火）～11月21日（木）
・第Ⅲ期	平成26年 1月26日（日）	25年12月16日（月）～ 1月 7日（火）
・第Ⅳ期	平成26年 3月 1日（土）	26年 1月20日（月）～ 2月10日（月）

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス及び文京キャンパス（文京区茗荷谷）において、次のような社会人を対象とした各種講座を実施しているため、各都道府県等におかれては、職員の派遣方について検討するとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

- 福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」
- 福祉事務所等における処遇困難事例の対応策を学ぶ「福祉マイスター道場」
- 福祉経営に携わる職員向けの「福祉経営塾」

（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「専門職大学院リカレント講座」を参照願いたい。http://www.jcsw.ac.jp/s_guniversity/skill_kouza.html）

(7) 社会福祉事業従事者に対する研修等

平成25年度において、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

ア 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれては、管内の市町村及び関係団体への周知をお願いしたい。（参考資料14参照）

イ 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行う予定であるため、各都道府県におかれては、職員の受講について検討するとともに、管内の市町村への周知をお願いしたい。（参考資料15参照）

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。（参考資料18参照）

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

インドネシア人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指す就労コースが設けられている。

	受入れた候補者数
平成20年度	104名
平成21年度	189名
平成22年度	77名
平成23年度	58名
平成24年度	72名

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、上記の就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

	受け入れた候補者数	
	就労コース	就学コース
平成21年度	190名	27名
平成22年度	72名	10名
平成23年度	61名	募集なし
平成24年度	73名	募集なし

(2) 平成25年度の受入れ

平成25年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行ったところである。今後は、母国での日本語研修を経て、平成25年6月頃、入国手続きを行い、その後、日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成25年度予算案）

平成23年度には、平成20年度に入国したインドネシア人候補者が初めて国家試験を受験し、35名が合格した。また、平成24年度は、平成21年度に入国したフィリピン人候補者が初めて国家試験を受験した。（参考資料19参照）

社会・援護局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、様々な支援を行っており、本年度から介護福祉士の資格を取得できずに帰国した者の再チャレンジ支援も行っているところである。

また、平成25年度予算案においては、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の対象経費を拡充し、候補者及び受入れ施設への支援を強化することとしており、その概要は以下のとおりである。

当該事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施する予定である。各都道府県におかれては、管内の受入れ施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は各都道府県に財政負担を求めるものではない。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

①受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境の整備の費用及び②受入れ施設の研修担当者の活動に対する費用（手当）について補助する。

補助率 定額（10／10）

①候補者1人当たり 年間23.5万円以内

②1受入れ施設当たり 年間 8.0万円以内

※ 対象となる学習経費等の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加、学習支援に必要な備品購入及び受入れ施設の研修担当者の活動に対する支援（手当）等

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を実施する。

（４）候補者の滞在期間の延長について

ア 平成２１年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者について

「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成２３年３月１１日閣議決定）に基づき、外交上の配慮の観点から、平成２１年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者のうち、平成２４年度の介護福祉士国家試験に合格しなかった候補者については、

- ・ 候補者本人から国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること
- ・ 受入機関により、国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、適切な研修を実施するとの意思が表明されていること
- ・ 介護福祉士国家試験の得点が一定の水準以上の者であること

等の条件を満たす場合に、追加的に１年間の滞在期間の延長が認められる。滞在期間の延長についての具体的な要件等は、今後関係省庁と調整のうえ、平成２４年度の介護福祉士国家試験の合格発表後を目途に、別途お知らせする予定である。

イ 平成２２年度以降に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者について

平成２２年度と平成２３年度に入国したインドネシア人とフィリピン人候補者及び平成２４年度に入国したフィリピン人候補者は、６か月間の訪日前の日本語研修を受けていないため、「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成２５年２月２６日閣議決定）により、上記アと同様の条件の下に、追加的に１年間の滞在期間の延長を認めることが決定されている。

（５）ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

平成２４年４月に「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換」が完了し、ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れに関する基本的枠組みについて、ベトナム政府と合意に至っている。合意された交換公文に基づき、

- ・ ベトナムにおける3年制又は4年制の看護の課程を修了し、かつ、ベトナム国内において日本語研修を受け、日本語能力試験N3に合格した介護福祉士候補者が、
- ・ 就労コース（雇用契約に基づき日本の受入れ施設で研修・就労するため、最大4年間の滞在を認め、滞在期間中の国家試験の合格を目指す）により入国することが予定されている。

第1陣の介護福祉士候補者は、現在、ベトナム国内で日本語研修を受講中であり、平成26年半ばの訪日を予定している。

(6) 配置基準の見直しについて

介護福祉士候補者の配置基準上の取扱いについては、平成24年4月から、受入れ施設での就労開始日から1年を経過した候補者等を、夜勤の介護報酬加算等、一部の配置基準の算定対象に含めることを可能としたところである。

さらに、平成25年4月から、受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者等について、職員の基本の配置基準や夜勤の基本の配置基準への算入を認める告示の改正を、3月6日に行っている。見直し後の取扱いの詳細については、同日付けで、各都道府県等宛に発出した通知をご参照されたい。（参考資料20参照）